

先生各位

新規受託項目のご案内

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
さてこの度、特定化学物質障害予防規則（特化則）の一部が改正されることとなり、令和2年7月1日から施行されることになりました。
改正の中で、「尿中のマンデル酸及びフェニルグリオキシル酸の総量の測定」はスチレンによるばく露状況を評価するための検査とされています。
改正に伴い、尿中のマンデル酸及びフェニルグリオキシル酸の総量をご報告する下記項目を新規受託開始致しますので、ご案内申し上げます。

謹白

記

■受託開始日 2020年 7月 1日（水）ご依頼分より

■新規受託開始項目

項目コード 統一コード	検査項目	判断料 実施料	採取量 (mL) 必要量 (mL)	採取容器 提出容器	保存	検査方法	基準値	所要 日数	備考
1339	スチレン代謝物*1		尿 2*2	09	冷蔵	LC-MS	g/L 下欄参照	6~7日	OBB

*1 報告形態はマンデル酸(MA)、フェニルグリオキシル酸(PGA)、マンデル酸及びフェニルグリオキシル酸総量(MA及びPGA総量)の3つの値をご報告いたします。

*2 [検体採取時期] 連続した作業日の最初の日を除いた作業終了2時間前に一度排尿して捨てる。その後は排尿せずに、作業終了時排尿して所定の容器に必要量を入れて提出する。

●基準値: 0.43g/L以下 (総量としての指標: 生物学的許容値 0.43g/L以下)

生物学的許容値0.43g/L以下は、ほとんどすべての労働者に健康上の悪い影響がみられないと判断される濃度です。報告書に印字する基準値は「案内参照」でご報告いたします。

裏面もご確認下さい

ご不明な点等ございましたら貴院担当もしくは当社お客様窓口までお申し付けください。

■「特殊検診項目」名称および分布区分

今般の改正に伴い、『総合検査案内 2020-2021』51頁掲載の「特殊検診項目」名称および分布区分'を改訂いたします。(関係分のみ抜粋)

現行

対象物質名	検査項目名	単位	分布		
			1	2	3
スチレン	マンデル酸	g/L	≤ 0.3	$0.3 < , \leq 1$	$1 <$



改正後

対象物質名	検査項目名	単位	分布		
			1	2	3
スチレン	スチレン代謝物	g/L	-	-	-
エチルベンゼン	マンデル酸	g/L	-	-	-

【改正後のご依頼方法】

対象物質がスチレンの場合はスチレン代謝物を、対象物質がエチルベンゼンの場合は従来通りマンデル酸をご依頼ください。